

事業所内での平常時からの感染症予防

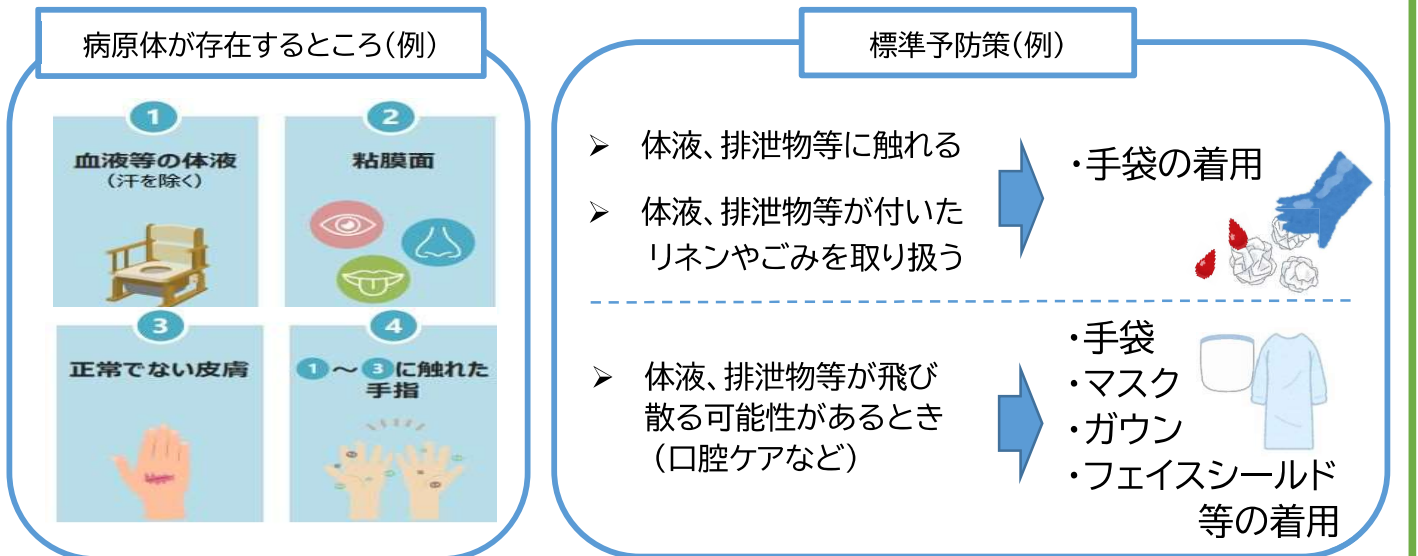
1 感染症とは

ウイルスや細菌等の病原体は、体に侵入し、様々な症状を引き起こします。病原体が体に侵入しても、症状が現れる場合と現れない場合があり、体の抵抗力によって決まります。抵抗力が弱っている高齢者・基礎疾患を持つ方、予防接種を受けていない方は、発症しやすく、また重症化しやすいとされています。



2 平常時から行う感染対策 (標準予防策)

標準予防策とは、すべての血液、体液、分泌物(喀痰等)、嘔吐物、排泄物、創傷皮膚、粘膜等を、感染する危険性があるものとして取り扱うことです。感染対策の基本として、平常時からの標準予防策の徹底が大切です。



参考:介護職員のための感染対策マニュアル(施設系) <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678255.pdf> をもとに作成

ケアの前後・手袋等を外した後は、手洗い・手指消毒を欠かさない!



記載している感染対策は一例です

換気をする!

気流に乗って、ウイルス・細菌もさようなら!



平常時から感染症予防に取り組むとともに、発生した場合には早期対応が重要です

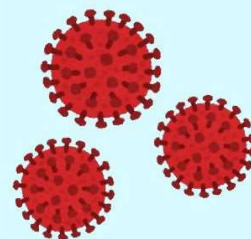
名古屋市 令和5年6月

高齢者・障害者(児)の入所・宿泊施設で新型コロナが発生したら

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症は5類感染症になりました。しかし、重症化リスクを有する方が多い事業所は、引き続き感染拡大に注意する必要があります。

① 新型コロナを人に感染させやすい期間

発症の2日前から発症後7～10日間は感染性のウイルスを排出しているといわれており、特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高く注意が必要です。



◆外出を控えることが推奨される期間

- ・発症日(無症状の場合は検体採取日)を0日目として5日間
- ・5日目に症状が続いている場合は、症状が軽快して24時間程度が経過するまで

※やむを得ず外出する場合、症状がないことを確認し、マスク着用を徹底

◆周りの方への配慮

- ・10日間が経過するまでは、不織布マスクを着用するなどの配慮を

② 陽性者が発生したら

- 入所者全員の健康状態の確認、有症状時は早めに協力医療機関・嘱託医等へ相談
- ①を参考に、職員の就業制限を考慮。陽性者・有症状者とそれ以外の入所者は可能な範囲で接触を避け、職員は個人防護具を着用して対応。入所者は不織布マスク着用が望ましい
- 感染の恐れのある接触を確認(③参照)
- 施設内のゾーニング、感染対策の検討・実施(④⑤参照)

③ 感染の恐れのある接触の例

①の期間に以下のような接触がある方は、体調の変化がないか注意してお過ごしてください。

陽性者	感染リスクが高い接触者
職員・入所者	<ul style="list-style-type: none">□陽性者とマスクで鼻と口が覆われていない状態で会話をした□換気の乏しい場所に長時間一緒にいた
職員	<ul style="list-style-type: none">□食事介助・口腔ケア・入浴介助を受けた入所者□近い距離で食事・喫煙をした職員
入所者	<ul style="list-style-type: none">□同室の入所者、浴室・脱衣所を共有した入所者□近い距離で食事をした入所者・職員□必要な感染予防策(注1)なしに食事介助・入浴介助・口腔ケアを行った職員□必要な感染予防策(注2)なしに陽性者の気道分泌物や排せつ物に直接接触した可能性が高い、または身体密着を伴うケアを行った職員 <p>注1 マスク・フェイスシールド(ゴーグル)等を正しく着用すること 注2 接触度・汚染度に応じ、マスク・手袋・ガウン・フェイスシールド等を正しく着用すること</p>



感染の恐れのある接触があった入所者の方に対しては、以下を参考にしてください。

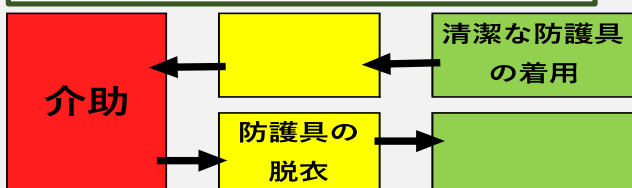
- 最終接触から5日間程度は、健康状態に注意。発熱等の症状が出た場合は早めに協力医療機関・嘱託医等に相談・受診。
- 最終接触から5日間程は、不織布マスクの着用・できるだけ他入所者と接触を控える等の配慮。

陽性者が発生した際に施設内で実施すること

④ 施設内のゾーニング

清潔なエリアとウイルスで汚染されているエリアを区域分けする事でメリハリをつけた職員の負担の少ない感染対策を考える事ができます。

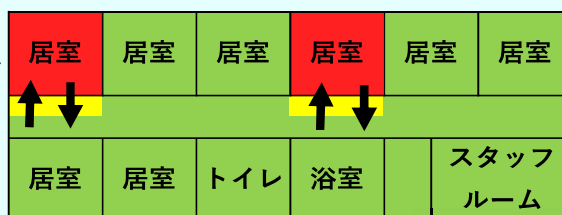
- レッドゾーン(個人防護具着用)
ウイルスが存在する区域
- イエローゾーン(個人防護具脱衣場所)
ウイルスが存在する可能性がある
- グリーンゾーン(個人防護服不要)
ウイルスが存在しない区域
不織布マスクのみでOK



例1



例2



⑤ 施設内での感染拡大を防ぐために



陽性者発生時

- 食事:陽性者・感染リスクが高い接触者・それ以外の者で時間や空間を分ける。陽性者は居室内対応が望ましい。
- 入浴:清拭が望ましい。自立して入浴が可能な方は、一人ずつ入浴する、入浴順を考慮する等の工夫を行う。
- 排泄:陽性者のトイレは専用化が望ましい。難しい場合は、適宜清掃・消毒。必要に応じてポータブルトイレも検討。
- 廃棄物:レッドゾーンで袋の口を縛って持ち出し、二重袋にした上での廃棄
- 換気:機械換気による常時換気、二方向の窓開け換気で換気量を確保。
- 手指衛生:職員は1ケア1手指消毒(または流水による手洗い)を徹底。
- 職員は、個人防護具の正しい着脱について確認。
- 陽性者・感染リスクが高い接触者をリストアップし、感染状況を整理、職員全員で共有。

平常時

- 常時二方向の窓開け換気(室内や送迎車内等)
- 陽性者が発生した時の対応について、施設内でマニュアル等作成・共有。
- 個人防護具(マスク・手袋・ガウン・フェイスシールド等)の確保・準備。
- 感染対策や個人防護具の着脱方法等に関する研修の実施
- 職員・入所者の計画的なワクチン接種と接種状況の把握。

個人防護具の着脱方法の動画や、クラスター対策等の情報があります！ぜひご活用ください！

「事業所内で新型コロナウイルス感染症患者が発生したら」

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000141409.html>



発熱時等の受診に関するご相談及び陽性判明後の体調急変時のご相談窓口(24時間)

電話番号:050-3614-0741

名古屋市令和5年5月

高齢者・障害者（児）の 通所施設・訪問系事業所で新型コロナが発生したら

★令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置づけが変更となり、5類感染症になりました。

1 5類変更後のポイント

陽性者・濃厚接触者の外出自粛要請がなくなりました

- ・職員の就業制限は事業所の判断です（感染症法上の制限はありません）

陽性者の把握や健康観察、濃厚接触者の特定は行いません

- ・保健センターからの連絡はありません

2 新型コロナウイルスを人に感染させやすい期間

発症の2日前から発症後7～10日間、特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高く、注意が必要です。

3 陽性者の復帰について

以下の情報を参考に、各事業所でご判断ください。
高齢者施設等については、重症化リスクを有するハイリスク者が多く利用することを考慮ください。

(1) 外出を控えることが推奨される期間

- ・発症日を0日目として5日間
- ・5日目に症状が続いている場合は、症状が軽快して24時間程度が経過するまで
- ・無症状の場合は検体採取日を0日目として5日間

(2) 周りの方への配慮

- ・療養中にやむを得ず外出する場合や、発症後10日間が経過するまでは、不織布マスクを着用する
- ・高齢者等ハイリスク者とは接触を控える

4 感染の恐れのある接触の例

陽性者	感染リスクが高い接触者
職員・利用者	<input type="checkbox"/> 陽性者とマスクで鼻と口が覆われていない状態で会話した <input type="checkbox"/> 換気の乏しい場所に長時間一緒にいた
職員	<input type="checkbox"/> 食事介助・口腔ケア・入浴介助を受けた利用者 <input type="checkbox"/> 近い距離で食事・喫煙をした職員
利用者	<input type="checkbox"/> 浴室・脱衣所を共有した利用者 <input type="checkbox"/> 近い距離で食事をした利用者・職員 <input type="checkbox"/> 必要な感染予防策（注1）なしに食事介助・入浴介助・口腔ケアを行った職員 <input type="checkbox"/> 必要な感染予防策（注2）なしに陽性者の気道分泌物や排泄物に直接触れた可能性が高い、または身体密着を伴うケアを行った職員

注1 マスク・フェイスシールド（ゴーグル）等を正しく着用すること

注2 接触度、汚染度に応じ、マスク・手袋・ガウン・フェイスシールド等を正しく着用すること

5 事業所内での感染拡大を防ぐために

	<input type="checkbox"/> 陽性者の利用・出勤は、各事業所で判断（「3 患者の復帰について」を参考） <input type="checkbox"/> 感染リスクが高い接触者は、利用・出勤前に体温測定と体調確認を行い、少しでも症状がある場合は利用や勤務を控える
陽性者発生時	<input type="checkbox"/> 不織布マスクの着用（鼻と口の両方が覆われているか確認） <input type="checkbox"/> 手洗いやアルコールによる手指消毒（施設の出入り、食事、トイレ、ケアの前後等） <input type="checkbox"/> 行うケアの内容に応じて、个人防护具を適切に使用・着脱 <input type="checkbox"/> 換気の強化（二方向の窓開け、サーキュレーター等の設置により空気の停滞を防ぐ） <input type="checkbox"/> 食事の際は利用者同士の距離を確保（目安として1m以上）、同一方向で食べるなど配席を工夫 <input type="checkbox"/> 更衣室・脱衣所・職員休憩室・喫煙所の換気の状態を確認、同時利用の人数を制限 <input type="checkbox"/> 共有物品、多数の人が触れる場所の消毒・清掃
平常時	<input type="checkbox"/> 常時二方向の窓開け（室内や送迎車内等） <input type="checkbox"/> 陽性者が発生した時の対応について、施設内でマニュアルを作成・共有 <input type="checkbox"/> 个人防护具（マスク・手袋・ガウン・フェイスシールド等）の確保・準備 <input type="checkbox"/> 感染対策や个人防护具の着脱方法等に関する研修の実施 <input type="checkbox"/> 職員・利用者の計画的なワクチン接種と接種状況の把握

个人防护具の着脱方法の動画等の情報があります！ぜひご活用ください！

「事業所内で新型コロナウイルス感染症患者が発生したら」

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000141409.html>



発熱時等の受診に関するご相談及び陽性判明後の体調急変時のご相談窓口(24時間)
 名古屋市受診・相談センター 電話番号：050-3614-0741

名古屋市 令和5年5月

令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業
(地域医療介護総合確保基金)

対象となる事業所・施設等		対象経費	
		※通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成	
		【緊急時の介護人材確保に係る費用】	【職場環境復旧・環境整備に係る費用】
(ア)	利用者又は職員に感染が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に複数の感染者と接触があった者が発生し、職員が不足した場合を含む）	○職員に感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（介護施設等に限る）	○介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用 ○感染性廃棄物の処理費用 ○在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用
	新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る）に対応した介護サービス事業所・施設等	○通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用	○通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ・代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、車や自転車のリース費用、安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）
	感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く）	○職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 ・一定の要件に該当する自費検査費用（介護施設等に限る）	
	施設内療養を行った高齢者施設等	○感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（高齢者施設等に限る）	
(イ)	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所（ア）①に該当しない場合）	○通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用	○通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ・代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、車や自転車のリース費用、安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）
(ウ)	介護サービス事業所・施設等と連携する事業所・施設等（利用者の受け入れ、応援職員の派遣） ※以下の介護サービス事業所・施設等と連携 ・（ア）の①に該当する介護サービス事業所、施設等 ・自主的に休業した介護サービス事業所	○連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費	

※令和4年度分の経費も対象となります。

※申請方法はNAGOYAかいごネットをご覧ください。

高齢者施設等におけるPCR検査・抗原検査にかかる費用補助について

<令和5年度補助事業内容>

		感染者発生日	
		令和5年5月7日まで	令和5年5月8日以降
対象事業所		職員又は利用者に <u>感染者</u> が発生した事業所(発生した事業所と同一建物に併設する事業所も対象) ※濃厚接触者や感染者と接触のあった者のみの発生では、補助対象とならない。	変更なし
補助対象となる検査	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査(PCR検査キット含む) ・抗原定量検査 (注)抗原定性検査(検査キット)は対象外 	①感染者が発生したが、行政検査とならなかった職員・利用者(入所者)が感染の有無を調べるために受けた任意の検査 ※ <u>感染者発生後の直後の検査一人あたり1回のみが対象</u> ※任意の検査(全額自己負担)が対象となる。検査が医療保険適用となった場合の自己負担分や初診料などの医療保険対象の項目は補助対象外	変更なし
	抗原定性検査(検査キット)	②濃厚接触者である職員が待機期間を待たずに復帰する場合の検査 ※薬事承認された検査キットであること ※ <u>復帰日と復帰日前日の連続した2回の検査</u> であること。1回のみでは復帰の要件を満たさないため対象とならない。 (具体例) 待機期間5日間(6日目復帰)のところ2日目と3日目に検査し陰性が確認できたため、3日目から復帰した ⇒2日目(復帰日前日)と3日目(復帰日)の検査が補助対象となる。	終了
補助額		1件あたり1万円まで	変更なし

※補助対象となる経費は、令和4年度及び令和5年度に発生した経費です。令和3年度発生分は補助対象にはなりません。

<申請書提出先(郵送)> 名古屋市役所 健康福祉局高齢福祉部介護保険課

社会福祉施設等におけるレジオネラ症対策について

名古屋市保健所健康部環境薬務課

近年、レジオネラ症患者の報告数が増加傾向にあり、入浴施設等において集団感染事例や死亡者の発生も報告されています。本市においても、高齢者福祉施設等の浴槽水や加湿器内の水についてレジオネラ属菌の遺伝子の有無を調べる検査（LAMP 法）を実施したところ、過去に複数の施設において陽性が確認されております。

こういった背景もあり、本市では、レジオネラ症の発生を防止するために必要な衛生上の措置等を定めた「名古屋市高齢者福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策要綱」（別添）を令和 2 年 4 月 1 日に制定し、高齢者福祉施設等を対象に設備等の維持管理や自主管理の啓発を行っております。施設設置者又は開設者の方は、要綱に沿った適切な管理を実施していただきますようお願い申し上げます。

また、今年度は、下記のとおり調査を計画しています。お忙しいところ大変恐縮ですが、本事業にご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1 調査対象

- (1) 特別養護老人ホーム 約 120 施設
- (2) 高齢者デイサービス（定員 30 人以上） 約 20 施設

2 調査期間

令和 5 年 5 月から令和 6 年 3 月まで

なお、本調査は来年度以降も継続して実施する予定です。

3 調査実施保健センター

- (1) 千種保健センター環境薬務室
千種区、昭和区、瑞穂区、名東区の施設調査を実施します。
- (2) 中村保健センター環境薬務室
西区、中村区、熱田区、中川区の施設調査を実施します。
- (3) 中保健センター環境薬務室
東区、北区、中区、守山区の施設調査を実施します。
- (4) 南保健センター環境薬務室
港区、南区、緑区、天白区の施設調査を実施します。

4 調査内容

施設状況の調査をするとともに、浴槽水等の pH、遊離残留塩素濃度、ATP 値の測定を実施します。一部の施設については、採水した浴槽水を保健センターへ持ち帰り、LAMP 法によるレジオネラ属菌の検査を実施します。調査結果については、後日報告書を送付してお知らせするとともに、必要に応じ改善提案します。

また、あわせて「名古屋市高齢者福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策要綱」の内容について説明いたします。

【調査の実施にあたってのお願い】

- ① 事前に保健センターの職員が電話等により連絡し、当日の段取りを調整させていただきますので、お含みおきください。
- ② 調査を円滑に進めるため、事前に調査票等の記入をお願いする場合がありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。
- ③ 浴槽水を採水させていただく施設につきましては、浴槽にお湯が入っている時間帯に調査を実施させていただきますようお願いいたします。

レジオネラ症とは

レジオネラ属菌に汚染された細かい水滴（エアロゾル）を吸い込むことで感染する感染症です。レジオネラ属菌は本来、土や河川など自然環境中に生息しており、自然界ではそれほど増えませんが、入浴設備や冷却塔などの人工の水環境に発生する生物膜（ぬめり）の中で特に増殖しやすいと言われています。

LAMP 法とは

レジオネラ属菌由来の遺伝子（DNA）の有無を調べる検査法です。レジオネラ属菌の生死にかかわらず遺伝子を検出します。

保健センターにおいて浴槽水及び加湿器の検査を実施し、結果に基づき適切な維持管理について助言をします。

名古屋市保健所健康部
環境薬務課環境衛生係 052-972-2644

名古屋市高齢者福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者福祉施設等において必要な衛生上の措置等を定めることにより、レジオネラ症の発生を防止することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱において「高齢者福祉施設等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設

(設備等の維持管理)

第3条 高齢者福祉施設等の設置者又は開設者（以下「設置者等」という。）は、入浴設備、冷却塔、加湿器、給湯設備その他のレジオネラ属菌の繁殖しやすい設備等（以下「設備等」という。）について、別表に基づき維持管理を行うものとする。

(自主管理)

第4条 設置者等は、設備等の自主管理を行うため、設備機器ごとに、レジオネラ属菌を制御するための点検、清掃、整備、測定、検査等の維持管理の手順を定めた自主管理手引書を策定するとともに、毎年度、自主管理手引書に基づいた年間管理計画及び点検表を作成して、従業者等に周知徹底するものとする。

- 2 設置者等は、施設の管理者又は従業者の中から日常の衛生管理に係る責任者を定めるものとする。

(帳簿書類)

第5条 設置者等は、設備等の点検、清掃、整備、測定、検査等の維持管理の状況を記載した帳簿書類について、5年間保存するものとする。

(緊急時の対応)

第6条 設置者等は、施設の利用者にレジオネラ症患者若しくはレジオネラ症を疑わせる者が認められる場合、又は、管理する設備等からレジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに管轄の保健センター環境薬務室（以下「環境薬

務室」という。)へ報告するものとする。

- 2 環境薬務室は、前項の報告があったときは、直ちに健康福祉局環境薬務課(以下「環境薬務課」という。)へ報告する。
- 3 環境薬務課は、前項の報告があったときは、必要に応じて関係する市の機関と情報共有を図る。

(保健所の役割)

第7条 環境薬務課は、関係する市の機関と連携を図り、施設の自主管理の推進を図る。

- 2 環境薬務室は、対象施設の設置状況の積極的な把握に努める。
- 3 環境薬務室は、必要に応じて施設に立ち入り、維持管理状況等の調査を実施し、設置者等に対して適正管理の指導を行う。
- 4 設置者等は、前項の調査が円滑に行われるよう協力するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

1 入浴設備の維持管理

- (1) 浴槽の湯は、少なくとも1年に1回以上レジオネラ属菌について水質検査を行い、検出限界以下(10cfu/100mL未満)であることを確認すること。ただし、ろ過器を使用して連日使用している浴槽水は、1年に2回以上水質検査を行うこと。
- (2) 浴槽の湯は、塩素系薬剤を用い、浴槽の湯に含まれる遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上に保つようにして消毒すること。
- (3) 浴槽は、浴槽の湯を毎日完全に換水して清掃すること。ただし、ろ過器を使用して当該浴槽の湯を24時間以上にわたり完全に換水せずに使用する方式の浴槽にあつては、毎週1回以上完全に換水して清掃すること。
- (4) 浴槽の湯を浄化するためろ過器を設ける場合は、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア ろ過器は、毎週1回以上洗浄して汚れを排出し、及び消毒すること。
 - イ 循環配管の内部は、毎週1回以上消毒すること。
 - ウ 集毛器その他浴槽とろ過器との間に設けられた設備は、定期的に清掃し、及び消毒すること。
 - エ 浴槽の湯がろ過器に入る直前に塩素系薬剤を注入又は投入すること。
- (5) 貯湯槽を設ける場合は、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 貯湯槽の湯の温度は、通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、貯湯槽の湯を消毒する場合は、この限りでない。
 - イ 貯湯槽は、定期的に生物膜の状況を点検し、必要に応じて清掃し、及び消毒すること。

2 冷却塔の維持管理

- (1) 冷却塔に供給する水を水道法(昭和32年法律第177号)第4条に規定する水質基準に適合させるため必要な措置を講ずること。
- (2) 冷却塔の使用開始時及び使用期間中は1月に1回以上、冷却塔及び冷却水の汚れの状況を点検し、必要に応じ、冷却塔の清掃及び換水を実施すること。
- (3) 冷却塔及び冷却水の水管の清掃を1年に1回以上行うこと。
- (4) 冷却塔で散水される冷却塔水のレジオネラ属菌検査を1年に1回以上実施すること。
- (5) 前号の検査の結果、レジオネラ属菌の値が 10^2 cfu/100mL以上

検出された場合、菌数を減少させるため清掃・消毒等の対策を講じ、対策実施後に検出菌数が検出限界以下(10 c f u / 1 0 0 m L未満)であることを確認すること。

3 加湿器の維持管理

- (1) 主に建築物の空気調和設備に組み込まれている加湿器(以下、「加湿装置」という。)に供給する水を水道法第4条に規定する水質基準に適合させるため必要な措置を講ずること。
- (2) 加湿装置の使用開始時及び使用期間中は1月に1回以上、加湿装置の汚れの状況を点検し、必要に応じ加湿装置の清掃等を実施するとともに、1年に1回以上、清掃を実施すること。
- (3) 加湿装置に供給する補給水槽は、1年に1回以上清掃すること。
- (4) 加湿装置の使用開始時及び使用終了時に、水抜及び清掃を実施すること。
- (5) 家庭等で使用される卓上用又は床置き式の加湿器のタンクの水は、毎日完全に換えるとともに、タンク内を清掃すること。

4 貯湯式の給湯設備又は循環式の中央式給湯設備の維持管理

- (1) 湯温を末端の給湯栓で摂氏55度以上に保つこと。
- (2) 貯湯槽等に滞留している湯水を定期的に排水するとともに、1年に1回以上、貯湯槽等の清掃を実施すること。
- (3) 循環式の中央式給湯設備では、設備全体に湯水が均一に循環するように循環ポンプや流量弁を適切に調整すること。

5 その他

1から4までに掲げる項目以外においても、必要に応じて、レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針(平成15年7月25日厚生労働省告示第264号)及び循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて(平成13年9月11日健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)を参照し、適切に維持管理すること。

万が一の火災に備えて 《日頃から消防訓練を行いましょう！》

名古屋市消防局予防部予防課

火災が発生した際、被害を少しでも減らすためには、1秒でも早く「①通報」すること、火災が拡大する前に「②初期消火」すること、身を守るために「③避難・誘導」することが大切です。

万が一の時に一人一人が適切な行動をとることができるよう、消防訓練を反復して行いましょう。

○基礎訓練のススメ

まずは火災の際に必要な通報、初期消火、避難・誘導それぞれの分野について基礎訓練を行うことをお勧めします。

① 通報訓練

- ・119番通報の際に聞かれる内容について整理しておきましょう。
- ・事業所に「火災通報装置」が設置されている場合は、使用方法を確認しておきましょう。



② 初期消火訓練

- ・消火器が設置されている場所を確認しましょう。
- ・消火器の操作方法を確認しておきましょう。
- ・屋内消火栓設備や補助散水栓が設置されている場合は、操作方法を確認しておきましょう。



③ 避難・誘導訓練

- ・事業所のどの部分からでも迷わず避難できるように複数の避難経路を確認しておきましょう。
- ・自力避難が困難な方など、避難に介助が必要な方をどのように避難させるか確認しておきましょう。



火災はいつどこで発生してもおかしくないため、基礎訓練を行う際には、消防計画に定められた役割にとらわれず、通報、初期消火、避難誘導の訓練を一通り行うようにしましょう。

また、基礎訓練だけでなく、実際の火災を想定した、総合的な訓練も実施しましょう。

机上で行う火災図上訓練（F I G）で行動を確認することも、大変効果的です。



理想的な消防訓練の流れ

計画に基づいた訓練の実施



問題点、改善点の洗い出し



ソフト面・ハード面の工夫、強化、改善を検討



再度、問題点等を踏まえた訓練の実施（問題点の解消）



自分たちの施設に最適な対応方法を見つけていく

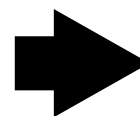


訓練を行った後、改善点などを洗い出し、対策を検討し、次回の訓練につなげていく、という流れを繰り返し行うことで火災への対応力は向上していきます。また、訓練を繰り返して、改善点を洗い出し、ソフト面、ハード面の改善をしていくことで、火災を起こさない、火災が起きても被害が最小限になるような安心・安全な施設を目指しましょう。

消防訓練の事例紹介について

毎年実施している消防訓練。もしかして、同じ訓練ばかりでマンネリ化していませんか？

市内の事業所で実施された消防訓練の事例を、名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。是非、ご覧になって消防訓練の参考として下さい。



訓練のアドバイス

過去の火災事例においても、適切な初期消火、火災通報や避難誘導が全く実施できなかったことで多数の死傷者が発生した事例が多くあります。

「どのように訓練をやればいいのかわからない。」そんな事業所の皆様のために、事業所の個別の火災危険等を消防職員が見極め、火災時に本当に必要な訓練アドバイスを行っています。

命を守る効果的な訓練を実施したいという事業所の方は、管轄の消防署予防課までお気軽にご相談ください。

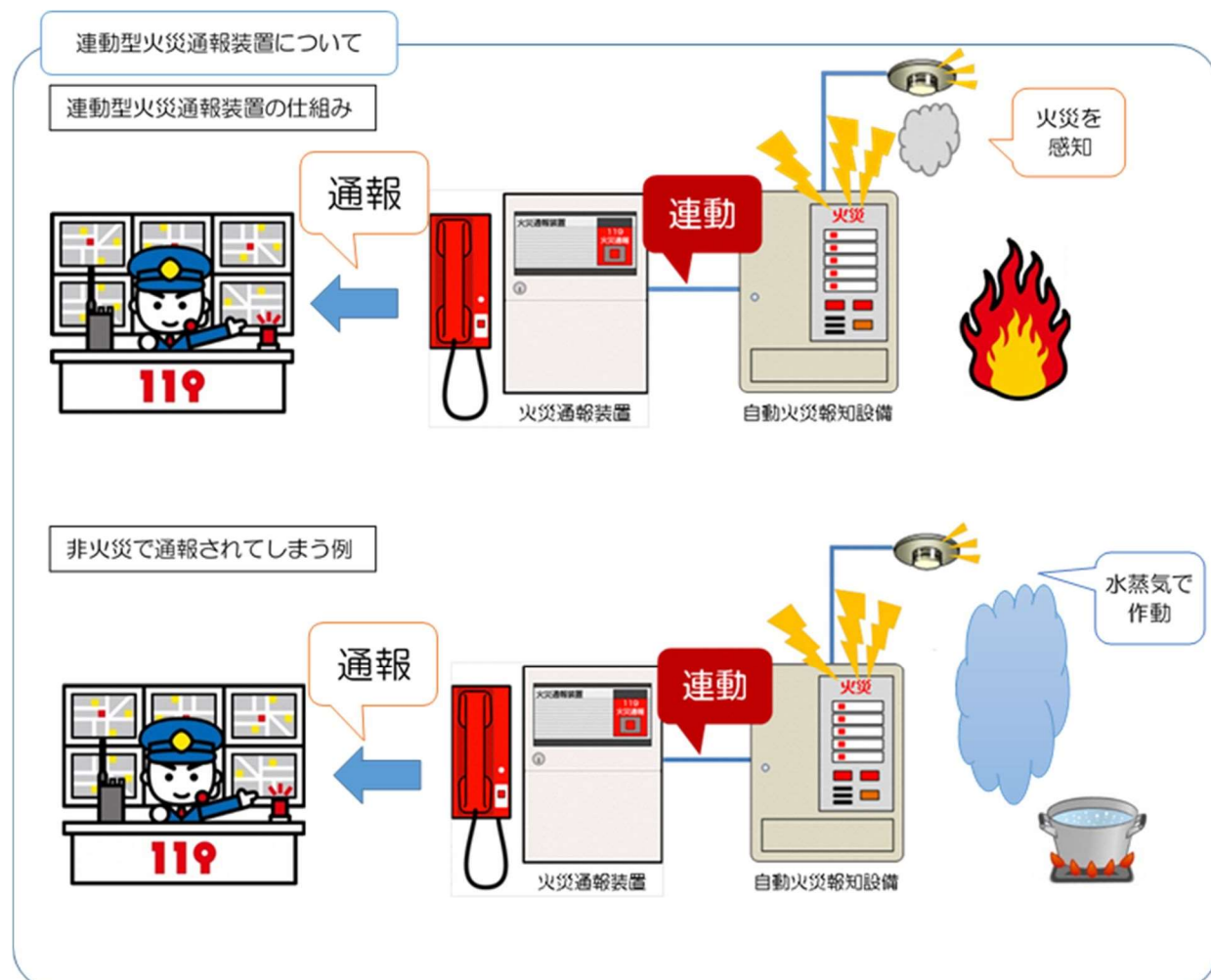


火災通報装置について

- 火災通報装置とは、ボタンを押すと自動的に消防へ通報する設備です。
- 火災通報装置によって通報されると、指令センターから折り返しの通信(逆信といいます)が火災通報装置にかかってきます。可能な範囲で対応してください。



- 施設によっては、火災通報装置と自動火災報知設備が連動している場合があります。
- 火災ではなく、火災通報装置が作動したら、指令センターの逆信をとり、非火災であることを指令センターに伝えてください。



社会福祉施設の職員の方へ

いざという時に、利用者と職員の皆様の
大切な命を守るように、

職員が少なくなる

夜間を想定した 消防訓練



をいましょう!

夜間に発生した火災で、多くの高齢者が亡くなっています。
原因の多くは・・・

- 119番通報
- 初期消火
- 避難誘導

が、適切に
行われていなかった!



なぜ、できなかったのか?

一人で恐かった

一度も訓練を
行ったことがなかった



設備の使い方が
わからなかった

パニックになった

悩んでいるのは、あなただけではありません。
一緒に火災の時に慌てない訓練の方法を考えましょう!

裏へ

訓練のポイントは裏面に

名古屋市消防局

最初の消防隊が到着するまでの約**5分間**にできることは限られています。

いざという時に迅速的確に行動が行えるよう日頃から訓練を行ってください。

訓練に取り入れる内容

利用者に知らせる



119番通報

ボタンを押すと119番につながります!!



火災通報装置のボタンを押す
(装置がない場合は電話で119番通報する)

出火場所の確認



近くにいる人から、すばやく避難させなくては

初期消火



炎が天井に達したらすぐに逃げる

初期消火失敗

避難誘導

大丈夫ですか?



1人でも多くの利用者を安全な場所に避難させましょう

ドアを必ず閉める

火災が発生している部屋や階段などの



職員全員が反復して消防訓練を実施し、自分たちの施設に合った火災時の対応を身に付けていきましょう!



◆ご不明な点は名古屋市内の各消防署予防課までお問い合わせください。

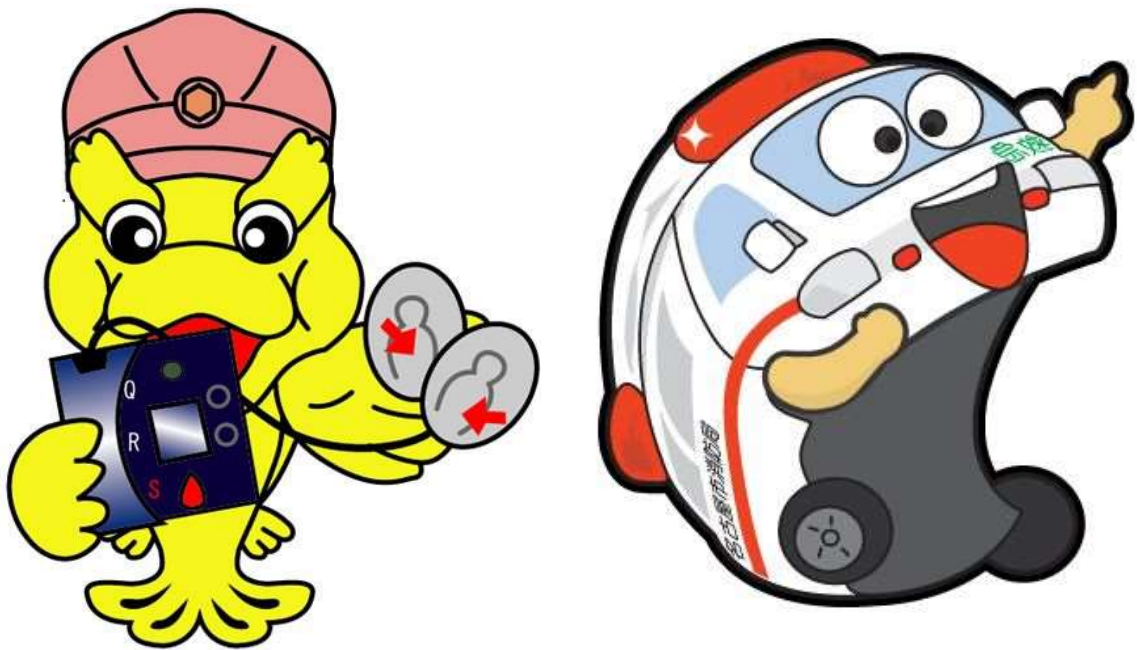
千種消防署	764-0119	中村消防署	481-0119	熱田消防署	671-0119	守山消防署	791-0119
東消防署	935-0119	中消防署	231-0119	中川消防署	363-0119	緑消防署	896-0119
北消防署	981-0119	昭和消防署	841-0119	港消防署	661-0119	名東消防署	703-0119
西消防署	521-0119	瑞穂消防署	852-0119	南消防署	825-0119	天白消防署	801-0119

※この印刷物は古紙/リブを含む再生紙を使用しています。

救急要請の手引き

介護老人保健施設・老人福祉施設等における

救急ガイドブック



名古屋市消防局

はじめに

名古屋市の救急出動件数は、高齢者の人口増加を背景に今後増加することが予測されています。そのため救急車の到着の遅れや、傷病者の方を医療機関に収容するまでの時間の遅れが懸念されています。このことから、名古屋市では迅速に救急車を出動させる体制の確保や、救急事故を未然に防ぐ救急予防の啓発など、増加する救急需要に対する総合的な救急需要対策を推進しているところです。

この手引きは、介護老人保健施設・老人福祉施設等の職員の方々へ、施設内でできる病気やけがの予防方法の紹介や、緊急時の救急対応を円滑に行えるように作成しました。

また緊急かどうか判断に迷った時に、緊急度判定を支援するアプリの紹介や、患者等搬送事業認定事業者の一覧も掲載してありますので、ぜひご活用ください。

目 次

- 1 施設内での救急事故の予防と対策・・・・・・・・・・ 1～2
- 2 119番通報にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 救急要請対応フロー・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 消防局からのお願い・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～7
- ※ 救急隊への情報提供表及び見本・・・・・・別添1、別添1-2

<問い合わせ先>

名古屋市消防局 救急部救急課救急係 TEL：052-972-3563

1 施設内での救急事故の予防と対策

① 名古屋市消防局では、救急車の出動に関するデータ分析を中心とした研究（研究機関：東邦ガス株式会社）により明らかとなった、居室内における救急事故の予防策について、広く市民の皆様へ啓発し救急予防を推進しています。その予防策の一例をご紹介します。（注 救急事故とは、急病やけがなど、消防による救急業務の対象となる事故をいいます。）

廊下・階段の事故

✚ 小さな段差につまずき転倒し負傷することが多数



✚ 居室と廊下の温度差にさらされることで、心臓に負担がかかり危険 ※ 廊下の急病事故は、心血管系疾患を発症しやすい「魔の時間帯」といわれる朝方5～9時頃と、夕方17、19時頃に重症化リスクが高くなっています。



転倒を防ぐ

- 手すりの設置と段差をなくす（敷物はしかない）
- 手すりがない場合は、壁伝いにゆっくりと移動
- 夜間は足元灯をつける

移動時の防寒

- 廊下や階段空間を暖める
- 服をもう一枚羽織ってから移動開始
- スリッパなどの履物を履く

血栓形成予防

- 居室から移動する前に水分を補給

浴室の事故

✚ 浴室事故は、居室を除いた住宅空間の中で最も死亡率が高い



✚ 11月～4月や、外気温が10℃を下回る日に重症化リスクが高まる



急激な血圧の変動を防ぐ

- 急激な温度変化を避けるために、
↳ 脱衣室や浴室内を暖める
・入湯は、かけ湯をしてからゆっくりと
- 半身浴を併用し、お湯の高さは心臓より下
- 体温 0.5℃上昇程度で湯から出る（目安は汗ばんだと感じたとき）

血栓形成予防

- 入浴前後に水分を補給（お酒はダメ）

トイレの事故

✚ トイレの急病事故は、居室を除いた住宅空間の中で最も頻度が多く、排便時のいきみに伴うダイナミックな血圧変動に注意



✚ 11月～4月にかけて、心血管系疾患を発症しやすい「魔の時間帯」といわれる、朝方6～7時頃に重症化リスクが高まる



排尿時の失神を防ぐ

- 座って排せつ（できれば男性も）
- 立ち上がる際の動作は**ゆっくりと**

肌の露出部分を防寒

- トイレ空間を暖める（目安 22℃以上、最低でも 17℃確保）
- 便座暖房もしくは便座カバーを利用
- ひざ掛けで太ももなどの露出部を覆う

排便を穏やかに

- 普段から水分を多めに摂取
- 朝食を抜かない
- 便意を我慢しない

② 窒息事故は、餅、ご飯、パンなどで多く発生しています。特に高齢者は、咀嚼力や嚥下反射の低下により窒息を引き起こすリスクが高くなっています。利用者が食事をする際は、誰かがそばに付き添って、窒息事故の防止に努めてください。



- 食物を小さく切るなどして、食べやすい大きさにする
- 少量ずつ、ゆっくり食べる
- 食べている最中に、話しかけない
- 食事の際は、お茶や水などを飲んで、のどを湿らせる



2 119 番通報にあたって

心停止や窒息という生命の危機的状況に陥った傷病者や、これらが切迫している傷病者を救命し、社会復帰に導くためには、「**救命の連鎖**」が必要となります。



いざというときに慌てないために、**事前に対応マニュアルなどを作成**して備えておくことが望ましいと考えられます。特に利用者の方の心肺蘇生を望まない意思がある場合には、あらかじめ担当医師と協議して事前に対応について取り決めを行っていただくようお願いいたします。

救急隊は、救命を主眼とし、心肺停止に際しては救命救急センター等の医師の指示の下、胸骨圧迫やAEDを使用して一次救命処置のほか、器具による気道確保や末梢静脈路確保等の必要な処置を行いつつ、**当該救命救急センター等に搬送**します。緊急を要する場合には直ちに119番通報を行うとともに一次救命処置を開始してください。

① 緊急を要する症状の具体例

急に意識がなくなったり、状態が急に悪くなったりしたときなど、右表に掲げる症状が該当します。

【緊急を要する症状の具体例】

<ul style="list-style-type: none"> ➢ 意識がない（返事がない）とき ➢ 意識はあっても次の症状があるとき <ul style="list-style-type: none"> ・物を喉に詰まらせて呼吸が苦しい ・胸や背中中の突然の激痛 ・息な息切れ、呼吸困難 ・突然の激しい頭痛 ・大量の吐血・下血
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 急に次のような症状が出たとき <ul style="list-style-type: none"> ・顔半分が動きにくい ・笑うと口や顔の片方がゆがむ ・呂律が回らず話しにくい ・見える範囲が狭くなる ・片側の手足が動かない ・顔や手足のしびれ ➢ 高所からの転落や、大量の出血を伴うなどの大けが、広範囲のやけど

② 119 番通報時のお願い

119番通報時には、次のことに留意してください。

➢ 応急手当（心肺蘇生）の実施

意識が無く正常な呼吸をしていない場合は、すみやかに一次救命処置を実施してください。

心肺蘇生は、救急隊（消防隊）が到着し、交代するまで継続してください。

➢ 誘導（開錠）

特に夜間などは、玄関など入り口を開錠していただくとともに、救急隊（消防隊）が到着したら、患者の居場所まで誘導してください。

➢ 情報提供

別添「**救急隊への情報提供表**」を事前に作成しておいていただき、緊急事態発生の場合は、到着した救急隊（消防隊）へ渡してください。（施設における看護、介護記録等がご準備いただける場合にも、その記録を基に記入していただくようお願いいたします。）

➢ その他

医療機関への搬送に際し、できるだけ詳しく状況がわかる方の**救急車への同乗**をお願いいたします。（万一その場で同乗できない場合でも、ご家族や他の職員に連絡をとっていただくなど、関係者が搬送先医療機関へ迅速に来院できるよう連絡をお願いいたします。）

3 救急要請対応フロー



助けを呼ぶ／意識・呼吸の確認

●助けを呼ぶ

緊急事態の発生を、他の施設職員にも知らせて、人手を集める。DNAR 事前指示書の有無を確認する。

●意識の確認

呼びかけて反応があるか？会話できるか？

●呼吸の確認

胸や腹が動いて息をしているのが分かるか？
普段と同じような呼吸か？

⇒意識なし・普段と違う呼吸⇒心肺停止

119番通報

●119番通報

- ・住所、施設名
- ・《いつ》《だれが》《どこで》《どうした》のか
- ・患者の今の状況（意識・呼吸がない、主訴など）

●集まった施設職員の役割を分担

- ・119番通報をする人
- ・一次救命処置を行う人（AEDの準備を含む。）
- ・救急隊（消防隊）を誘導する人（※）**玄関の開錠**

心肺停止に
対する処置

一次救命処置の
実施

- すみやかに一次救命処置（胸骨圧迫、人工呼吸、AEDの使用）を行ってください。
- 救急隊（消防隊）が交代するまで継続してください。

救急隊（消防隊）
の誘導

- 傷病者の居る場所に誘導してください。

- 何が起こったのか説明してください。

⇒「救急隊への情報提供表」（別添1）

- かかりつけ病院等がある場合は、救急隊が到着したときに情報提供してください。

救急隊（消防隊）による処置

※ 名古屋市では、心肺停止に陥った傷病者が発生したとき等に、一刻も早い処置のため、救急隊のほか消防隊を出動させています。

施設職員と同乗

- 搬送先医療機関において詳細な情報提供が必要です。できるだけ傷病者の詳細な状況が分かる方が、救急車に同乗して付き添ってください。

- 看護、介護記録等を持参してください。

4 消防局からのお願い

① 担当医師、施設協力医療機関との連絡体制の構築

施設利用者ごとの担当医師や施設協力医療機関との連絡を密にし、健康管理だけでなく、容態が変化したときに相談したり、受診したり、必要な指示を受けられる体制をとってください。利用者の体調の変化に注意を払い、症状が悪化する前に早めに対応することや、夜間・休日職員の方が少なくなる前の対応が望ましいと考えられます。

② 緊急度判定ツールの活用

施設利用者の容態が変化した時には、上記①のとおり担当医師等との連絡を密にして対応していただくようお願いしておりますが、担当医師等に連絡が取れず、緊急かどうか判断に迷う場合は、傷病者の緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するためのアプリ「全国版救急受診アプリ（Q助《きゅーすけ》）」を総務省消防庁が提供しておりますので、ぜひ参考にしてください。

Q助（きゅーすけ）アプリのダウンロードおよび詳細は、総務省消防庁ホームページを参照してください。

Q助



（検索エンジンで“Q助”と検索）

救急車を呼ぶ前に考えよう



「Q助」QRコード

③ 患者等搬送事業者等の利用の検討

度重なる救急出動によって、救急車の到着の遅れが懸念されています。もし施設内で医療機関の受診を要する方がおみえになり、**緊急性が無く救急車以外で対応できる場合は、患者等搬送事業者の利用**について積極的に検討していただくようお願いいたします。名古屋市では、一定要件を満たした民間会社を、患者等搬送事業者として認定しています。

名古屋市内の患者等搬送事業認定事業者は、名古屋市公式ウェブサイトから確認して下さい。

名古屋市 患者等搬送事業者



（検索エンジンで“名古屋市 患者等搬送事業者”と検索）



「名古屋市内患者等搬送事業者認定一覧」QRコード

④ 応急手当の習得と実施

施設利用者の方が生命の危険に陥っているときには、救急隊の到着を待たず、すみやかに救いの手を差し伸べなければなりません。一刻を争う事態に備えて、**応急手当**を多くの施設職員の方々が身に着けておくことが大変重要であると考えられます。

名古屋市では、応急手当に関する各種講習会を開催していますので、ぜひ一度ご検討ください。



応急手当の講習に関するお問い合わせ、お申し込みは名古屋市応急手当研修センター（昭和消防署4階）又はお近くの消防署へご連絡ください。（右記QRコードからもアクセスできます。）

応急手当について

名古屋市応急手当研修センター TEL：052-853-0099

⑤ 救急隊への情報提供について

施設内で救急要請に至る状況が発生した場合には、前述のとおり「4 救急隊要請フロー」に沿って対応をお願いしているところですが、円滑な救急活動を行うためにも、「**救急隊への情報提供表**」（別添1）の提供をお願いいたします。「**救急隊への情報提供表**」の**上半分は事前に記入**できますので、**あらかじめ利用者ごとに作成**をお願いいたします。

救急通報と並行して、事前に記入された「**救急隊への情報提供表**」の**下半分の太枠内を記入**して、到着した救急隊に早急に手渡せるよう準備をお願いします。

到着した救急隊は「**救急隊への情報提供表**」を使用し、医療機関へ受入要請を行います。「**救急隊への情報提供表**」が救急隊の手元に渡るのが遅れると、受入要請を含む救急活動が滞り、時間経過とともに利用者の更なる状態悪化を招く危険性がありますので、施設内での周知徹底をお願いします。

⑥ 心肺蘇生を望まない傷病者への対応について

救急隊が傷病者に接触した際、家族等から心肺蘇生を望んでいない意思表示（DNAR）が確認でき、下記の条件にすべて該当した場合は、救急隊による処置及び医療機関への搬送を行わず、かかりつけ医等に傷病者を引継ぎ、可能な限り本人の意思に沿った活動を行います。

条件

- 傷病者が心肺機能停止であること（人生の最終段階に至る原因となった病態による心肺機能停止であること）
- 老衰やがんなどにより、人生の最終段階にある傷病者であること
- 傷病者本人による「心肺蘇生を望まない意思表示」があること
- かかりつけ医、家族等と ACP※が行われていること

- 外因性（交通事故、窒息、自傷他害）による心肺機能停止ではないこと
- その場において救急隊が ACP※を取り扱った医療機関の医師に連絡がつくこと
- 同医師から心肺蘇生の中止の指示を受けること
- おおよそ 12 時間以内に医師が現場に到着できること

※ACP（アドバンスケアプランニング「人生会議」）：人生の最終段階における医療ケアについて、本人が家族等や医療ケアチームと繰り返し話し合う取り組み

上記条件をすべて満たしていなければ、救命救急センター等の医師の指示の下、救命処置等の蘇生処置を行いながら、当該救命救急センター等に搬送することになります。

～今後も救急隊の活動に、ご理解とご協力をお願いいたします。～

救急隊への情報提供表

【別添1】

【事前記載事項】：利用者ごとに事前に記載しておいてください。

フリガナ 氏名		年齢	歳	性別	男・女
Tel		生年月日	M・T・S・H	年	月 日
住所					□：施設に同じ
病歴等	現在治療中の病気・ケガ		既往歴		
常用服用薬			アレルギー	有・無 ()	
日常生活	会話	可能・一部可能・不可		歩行	可能・一部可能・不可
かかりつけ病院名 (診察券番号も分かれば記載)			担当医師名		
ACPを取り扱った医療機関 (診察券番号も分かれば記載)			担当医師名		
ACPを取り扱った医療機関の連絡先					
心肺停止時に心肺蘇生を望まない本人の意思がある			有・無		
緊急連絡先 (家族等)	氏名		Tel		
	住所			続柄	

※ACP(アドバンスケアプランニング「人生会議」):人生の最終段階における医療ケアに 以上については、 年 月 日現在の情報です。
ついて、本人が家族等や医療ケアチームと繰り返し話し合う取り組み

【119番通報時の記載事項】：本日救急搬送を要請するに至った理由などを記載してください。

発症(受傷)を目撃しましたか?	はい(日 時 分頃) ・ いいえ
普段どおりの状態を最後に確認したのはいつですか?	日 時 分頃
発症または発見時の状況、主な訴えや症状など	意識レベル：JCS
	呼吸： 回
	脈拍： 回
	血圧： /
	SpO2： %
	体温： °C
最後の食事： 時 分頃	

【お願い事項】

1. 呼吸が無い場合は、一次救命処置を行ってください。
2. すみやかな処置の実施のため、**玄関の開錠**・患者の居場所への**誘導**をお願いします。
3. 救急搬送の際の**付き添い**(事情がよく分かる方)をお願いします。

記載していただいた事項は、救急業務以外には使用いたしません。

名古屋市消防局

記入例

救急隊への情報提供表

【別添1-2】

【事前記載事項】：利用者ごとに事前に記載しておいてください。

フリガナ 氏名	なごや たろう 名古屋 太郎	年齢	〇〇歳	性別	<input checked="" type="radio"/> 男・女
Tel	施設に同じ	生年月日	M・T・ <input checked="" type="radio"/> S・H	〇年	〇月
住所	<input checked="" type="checkbox"/> 施設に同じ				
病歴等	現在治療中の病気・ケガ 慢性心不全、高血圧、糖尿病	既往歴 肺炎、脳梗塞			
常用服用薬	ダイアード、アムロジンOD、 グルコバイOD	アレルギー	<input checked="" type="radio"/> 有・無		
日常生活	会話	可能・一部可能	<input checked="" type="radio"/> 不可	歩行	可能・一部可能
かかりつけ病院名 (診察券番号も分かれれば記載)	〇〇病院 000-000	担当医師名	〇〇医師		
ACPを取り扱った医療機関 (診察券番号も分かれれば記載)	〇〇病院 000-000	担当医師名	〇〇医師		
ACPを取り扱った医療機関の連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇				
心肺停止時に心肺蘇生を望まない本人の意思がある	<input checked="" type="radio"/> 有・無				
緊急連絡先 (家族等)	氏名	名古屋 花子	Tel	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	住所	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇	続柄	娘	

以上については、 年 月 日現在の情報です。

※ACP(アドバンスケアプランニング「人生会議」): 人生の最終段階における医療ケアについて、本人が家族等や医療ケアチームと繰り返し話し合う取り組み

青色枠内は事前に記載をお願いします。利用者ごとに記入しておいて下さい。

たくさんの既往歴や服用薬があり記入が全てできない場合は、全てを記入できなくても構いません。

赤枠内は119番通報時に記載をお願いします。救急要請後、早期に記入して下さい。応急処置等が必要とされる場合は手分けして記入していただくようお願いします。

【119番通報時の記載事項】：本日救急搬送を要請するに至った理由などを記載してください。

発症(受傷)を目撃しましたか?	はい(日 時 分頃) ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
普段どおりの状態を最後に確認したのはいつですか?	<input type="radio"/> 日 <input type="radio"/> 時 <input type="radio"/> 分頃
発症または発見時の状況、主な訴えや症状など	意識レベル：JCS I-3
巡回時に息苦しさを訴えたため119番通報をしました。	呼吸：20回
	脈拍：100回
	血圧：120/90
	SpO2：90%
	体温：36.7℃
最後の食事：12時00分頃	

救命処置が必要な場合には、黄色の網掛け部分の情報が必要となりますので、記入をお願いします。

【お願い事項】

1. 呼吸が無い場合は、一次救命処置を行ってください。
2. すみやかな処置の実施のため、玄関の開錠・患者の居場所への誘導をお願いします。
3. 救急搬送の際の付き添い(事情がよく分かる方)をお願いします。

記載していただいた事項は、救急業務以外には使用いたしません。

名古屋市消防局



「救急隊への情報提供表」は名古屋市公式ウェブサイトにあります。

名古屋 救急隊への情報提供表



取り組もう！今すぐ耐震対策

木造住宅の耐震化支援制度

まずは住宅の地震に対する強さを確認

木造住宅の耐震診断

無料



対象 昭和56年5月以前に着工した2階建て以下の木造住宅

耐震診断の結果をもとに 必要な耐震対策を行いましょ

耐震改修工事費用の一部を助成

木造住宅の耐震改修

一般世帯

最大100万円
(工事費の4/5)

非課税世帯

最大150万円
(工事費の4/5)

対象 市の無料耐震診断の結果、判定値1.0未満と診断された木造住宅



低コスト工法 で工事費を安く抑えましょう！

低コスト工法は、床や天井を壊さずに耐震改修工事ができるため、工事費が安く抑えられるほか、工事期間が短くなるなどのメリットがあります。耐震改修の際は低コスト工法の活用について設計士に相談してみましょ。

工事費を安く抑えられる

工事期間が短くなる

取り壊し費用の一部を助成

戸建木造住宅の除却

最大20万円
(工事費の1/3)

対象 申請の前年度までに市の無料耐震診断を行った戸建木造住宅で、その結果判定値1.0未満と診断され、空き家ではないもの。

設置費用の一部を助成

耐震シェルター・防災ベッドの設置

一般世帯

最大30万円
(工事費の1/2)

非課税世帯

最大45万円
(工事費の3/4)

対象

市の無料耐震診断の結果、判定値0.7未満と診断された木造住宅で、65歳以上の方や障害がある方が居住している世帯



耐震シェルター



防災ベッド

●耐震対策に関する相談は…

建築の専門家が現地でアドバイス

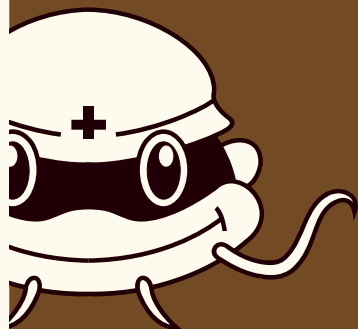
耐震相談員の派遣

無料



対象 名古屋市内に建築物を所有している方または賃借している方

内容 建築年を問わず、建築物の耐震対策に関することを相談することができます。



| 昭和56年以前に建築された木造住宅をお持ちの方へ |
名古屋市が指定した「耐震診断員」を派遣し、
外部・内部・床下等の状態を調査します。

木造住宅 耐震診断

無料

名古屋市が実施

耐震診断は名古屋市が
実施する事業だから、
安心です

耐震診断は無料

耐震診断にかかる
費用は名古屋市が負担します。
だから無料!!

お申込みも簡単

申請書に記入し、
郵送するだけ!

支援制度あり

最大**100万円**
サポートします!

- 震度6強から震度7程度の大規模な地震が発生したときの倒壊の可能性を「判定値」という数字を使って判定します。
- 「判定値」を知ること、耐震対策の検討に活用できます。

今、震災時における「在宅避難」の意識が高まっています。
安全な「在宅避難」に向けて、まず耐震診断のお申込みを!

※予算に限りがあるため、詳しくは耐震化支援室までお問い合わせください。

| お問い合わせ先・申請先 |

名古屋市住宅都市局 耐震化支援室

TEL | 052-972-2921 FAX | 052-972-4179
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1(市役所西庁舎3F)



名古屋市 耐震診断 検索
◎申請様式は、ダウンロードできます

木造住宅

耐震改修工事助成

耐震改修工事とは、補強壁の設置や、筋交いを増やす等、建物のバランスを考慮しながら補強する工事です。木造住宅の耐震改修工事を行う場合、耐震改修工事費の一部を助成します。

補助対象 先に **名古屋市木造住宅無料耐震診断** をお申込みください。
市の無料耐震診断の結果、判定値▲1.0未満と診断された住宅
※建物は適法で適切に納税されている必要があります。

以下のすべての要件を満たすもの

- 昭和56年(1981年)5月以前に着工した住宅
- 木造住宅(プレハブ、ツーバイフォー工法等は対象外)
- 2階建て以下

申請者 対象住宅の所有者(区分所有の場合はすべての所有者からの申請が必要です。)

補助金額 ● 耐震改修工事費用の**4/5**以内で、以下の金額まで

	一般世帯	非課税世帯
上限	100 万円/戸	150 万円/戸

※ここに掲載しているのは制度内容の一部です。詳しい内容は、内面をご覧ください。

例：一般世帯で140万円の耐震改修工事をする場合、 $140万円 \times 4/5 = 112万円$ なので上限100万円の補助額となり、自己負担は40万円です。

※予算に限りがあるため、詳しくは耐震化支援室までお問い合わせください。

| お問い合わせ先・申請先 |

名古屋市住宅都市局 耐震化支援室

TEL | **052-972-2921** FAX | 052-972-4179

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1(市役所西庁舎3F)



名古屋市 木造改修 検索
◎申請様式は、ダウンロードできます

戸建木造住宅 除却助成

補助対象

● **申請の前年度まで**に名古屋市の無料耐震診断を行い、

判定値▲1.0未満と診断された**戸建木造住宅**

● 居住の用に供している又は申請日前1年以内に居住の用に供していたもの
(空き家は対象外)

● 耐震改修工事補助金、耐震シェルター等設置補助金の交付を受けていないもの

● 「木密地区」*1に敷地が含まれていないもの

*1「木密地区」とは、主な木造住宅密集地域の11地区です。下表をご覧ください。

申請者

対象住宅の所有者 ※法人は除く

補助内容

次のいずれかのうち一番低い金額

● 除却費用の**1/3以内** ● **20万円**

● 対象住宅の延べ面積×9,600円/m²×1/3以内 ※予算に達するまで

★木密地区の木造住宅の除却助成については、**条件、金額等が異なります。**

詳細は下記、市街地整備課へお問合せください。

*1 主な木造住宅密集地域 11地区

【大杉・杉村、米野、中村、日比津、御劔、大喜、下之一色、戸田、桜・笠寺・本星崎、呼続、鳥羽見・甘軒家】
(申請用紙、手続き等が一部異なります。詳細は、お問合せいただくか、市ウェブサイトをご覧ください。)

区名	町名	区分	区名	町名	区分
北区	生駒町、大蔵町、大杉町、神明町、長田町、中杉町、東大杉町、東大曾根町、東長田町、東水切町、水切町	全域	瑞穂区	太田町、亀城町、雁道町、春敲町、大喜新町、大喜町、竹田町、直来町、船原町、平郷町、宝田町、豆田町、御劔町	全域
	大曾根一丁目、紅雲町、志賀本通、城東町、杉栄町	一部		上坂町、田光町、豊岡通、堀田通、瑞穂町	一部
中村区	大秋町、上米野町、郷前町、大正町、中島町、則武本通、日比津町、深川町、松原町	全域	中川区	戸田一丁目、戸田二丁目、戸田三丁目、戸田四丁目	全域
	黄金通、寿町、権現通、下米野町、太閤通、大門町、高道町、鳥居通、長戸井町、賑町、羽衣町、日吉町、本陣通、道下町、森田町、若宮町	一部	南区	供米田三丁目、下之一色町	一部
				西桜町、西田町、星園町、本星崎町、呼続二丁目、呼続三丁目、呼続五丁目、呼続元町	全域
昭和区	滝子通	全域	守山区	笠寺町、粕島町、菊住一丁目、桜本町、寺部通、戸部町、鳥山町、白雲町、星崎町、本地通、前浜通、松池町、松城町、呼続四丁目	一部
				市場、長栄、鳥羽見一丁目、鳥羽見三丁目、甘軒家、町北、町南、守山一丁目	全域
				鳥羽見二丁目	一部

お問い合わせ先・申請先

木密地区*1以外

名古屋市 耐震化支援室

TEL | 052-972-2921 FAX | 052-972-4179

mail | a2921@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

住所 | 〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 (名古屋市役所西庁舎)

木密地区*1

名古屋市 市街地整備課

TEL | 052-972-2752 FAX | 052-972-4163

mail | a2746@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

耐震シェルター・ 防災ベッド設置助成

【耐震シェルター・防災ベッドとは】

▷地震で住宅が倒壊しても、寝室や睡眠スペース等に安全な空間を残すことで、命を守る装置のことです。安全な空間は、睡眠スペース周りに限られますが、短期間での設置が可能で、費用も抑えられます。

耐震シェルター・防災ベッドの一例



補助対象 先に **名古屋市木造住宅無料耐震診断** をお申込みください。

- 次のいずれかの方が居住している世帯
 - ・申請時点で65歳以上の方
 - ・障害がある方など
- 市の無料耐震診断の結果、判定値▲0.7未満と診断された住宅であること
- 次のいずれかのシェルターを設置する世帯
 - ・国、地方公共団体等で一定の評価を受けたもの
〔東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置部門で選定されたものなど〕
 - ・公的試験機関等により一定の評価を受けたもの

補助内容

- 一般世帯の場合
1戸あたり、設置費用の**1/2**以内で最大**30万円**
- 非課税世帯の場合
1戸あたり、設置費用の**3/4**以内で最大**45万円**

※非課税世帯：建物居住者の世帯全員が、過去2年間、市・県民税の課税を受けていない世帯

※予算に限りがあるため、詳しくは耐震化支援室までお問い合わせください。

| お問い合わせ先・申請先 |

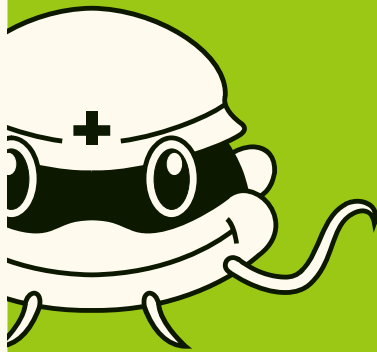
名古屋市住宅都市局 耐震化支援室

TEL | **052-972-2921** FAX | 052-972-4179
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 (市役所西庁舎3F)



名古屋市 耐震シェルター 検索

◎申請様式は、ダウンロードできます



| 住宅や事務所などの地震対策でお悩みの方へ |
建築の専門家がアドバイスに
伺います!

耐震相談員 派遣制度

無料

利用条件

対象となる方

名古屋市内に建築物を所有している方、
または賃借している方

相談できる内容

- 住宅を始めとする建築物の耐震対策に関すること(建築年は問いません)
- 耐震診断報告書や図面等を準備していただくと、より具体的なアドバイスを受けることができます。

相談時間 ● 1~2時間

派遣費用 ● 無料

申込期間 ● 4月~翌年2月末日
(2月末日消印有効)

| 相談内容の例 |

- ・建物や図面を見ながら耐震のアドバイスを受けたい。
- ・耐震改修工事の手順や方法がわからない。
- ・耐震改修工事をしたが、業者の選び方がわからない。
- ・低コストで耐震化する方法について知りたい。
- ・無料耐震診断の診断結果報告書の内容をもっと詳しく知りたい。
- ・耐震対策をしたいと考えているが、何から検討して良いかわからない。

お申し込み方法

方法1

「耐震相談員派遣申請書」にご記入の
うえ、**郵送・持参またはFAX**にてお
申込み

- 申請書は市のウェブサイトからダウンロード、または耐震化支援室に電話で取り寄せすることができます。
※申請書に消せるボールペンや修正液等は使用できません。

方法2

電子申請サービスにて
お申込み



- お手持ちのスマートフォンなどから簡単にお申込みいただけます。
- 上記QRコードから申請画面にアクセスできます。

| お問い合わせ先・申請先 |

名古屋市住宅都市局 耐震化支援室

TEL | 052-972-2787 FAX | 052-972-4179
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 (市役所西庁舎3F)



名古屋市 耐震相談員

検索

◎申請様式は、ダウンロードできます

要配慮者利用施設の避難確保計画等の促進について ～円滑かつ迅速な避難のために～

要点!

浸水想定区域（洪水、内水氾濫、高潮）、土砂災害警戒区域及び津波災害警戒区域内の**要配慮者利用施設の管理者等**は、避難確保計画等の作成・避難訓練の実施等が**法律上義務**になりました。
※名古屋市地域防災計画に施設の名称及び所在地が定められた施設が対象です。

避難確保計画とは? 災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために、必要な防災体制、避難経路や訓練などに関する事項を定めるものです。

1

趣旨

平成 28 年 8 月の台風第 10 号により要配慮者利用施設において多数の利用者が亡くなったことを受け、水防法等が改正され、洪水、内水氾濫、高潮及び土砂災害が発生した場合に被災する恐れのある施設は、避難確保計画の作成・提出及び避難訓練の実施が法律上義務となりました。また、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、令和元年 7 月 30 日に、愛知県より津波災害警戒区域が指定されました。津波が発生した場合に被災する恐れのある施設は、避難確保計画の作成・提出及び公表、避難訓練の実施・報告が法律上義務となりました。

該当区域別の措置の義務付けについて

災害の種類	洪水、内水氾濫、高潮	土砂災害	津波
該当区域名称	浸水想定区域	土砂災害警戒区域	津波災害警戒区域
避難確保計画の作成・提出	義務 (市町村からの指示に従わない場合、公表の措置あり)	義務 (市町村からの指示に従わない場合、公表の措置あり)	義務
避難確保計画の公表	—	—	義務
自衛水防組織の設置の義務	努力義務 (設置した場合、構成員の市町村への報告が必要)	—	—
避難訓練の実施	義務	義務	義務
避難訓練の報告	義務	義務	義務
法律名称	水防法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	津波防災地域づくりに関する法律

2

浸水想定区域（洪水、内水氾濫、高潮）、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域などの確認方法

名古屋市公式ウェブサイト☞暮らしの情報☞防災・危機管理☞災害に備える☞避難確保等の促進について
☞要配慮者利用施設等における避難確保等の促進について

- ・ 浸水想定区域（洪水、内水氾濫、高潮）の確認
- ・ 土砂災害警戒区域等の確認
- ・ 津波災害警戒区域等の確認
- ・ 要配慮者利用施設一覧表（※義務化された施設が確認できます）

3

避難確保計画等の作成・提出等について

① 提出書類

- 1) 避難確保計画作成（変更）報告書 ※該当施設は速やかに提出
- 2) 避難確保計画 ※該当施設は速やかに提出
- 3) 避難訓練実施報告書

※1) 2) については、それぞれ **3部** 提出、3) については **1部** 提出。

② 提出先

施設が所在する区の区役所総務課又は消防署総務課

③ 作成方法

名古屋市公式ウェブサイト「[避難確保計画作成様式（洪水、内水氾濫、高潮、土砂災害、津波）](#)」を掲載しておりますので、参考にしてください。なお、作成済の非常災害対策計画に必要事項が記載されていれば、避難確保計画に兼ねることができます（提出は必要）。

名古屋市公式ウェブサイト [暮らしの情報](#) [防災・危機管理](#) [災害に備える](#) [避難確保等の促進について](#)
[要配慮者利用施設等における避難確保等の促進について](#)

4

避難訓練の実施

作成した避難確保計画に基づく避難訓練を年1回以上実施してください。なお、他の規定に基づき、既に同様の情報伝達訓練や避難訓練を実施している場合は、当該訓練の実施を以って代えることができます。ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合は、その旨を従業員等に周知してください。

5

その他

- ① 提出済の避難確保計画に変更が生じた場合は、変更計画の提出をお願いします。
- ② 提出された避難確保計画のうち1部は、確認後に返送しますので、施設にて保管してください。
- ③ 避難や防災に関する情報収集の手段として、本市の電子メール情報提供サービス「きずなネット防災情報」をご活用ください。

名古屋市公式ウェブサイト [暮らしの情報](#) [防災・危機管理](#) [災害が起きたら](#)
[災害時の情報について](#) [「きずなネット防災情報」について](#)

<お問い合わせ先> 名古屋市防災危機管理局 危機管理企画室
(TEL:052-972-3523)



避難に関する情報が変わりました

警戒
レベル
4

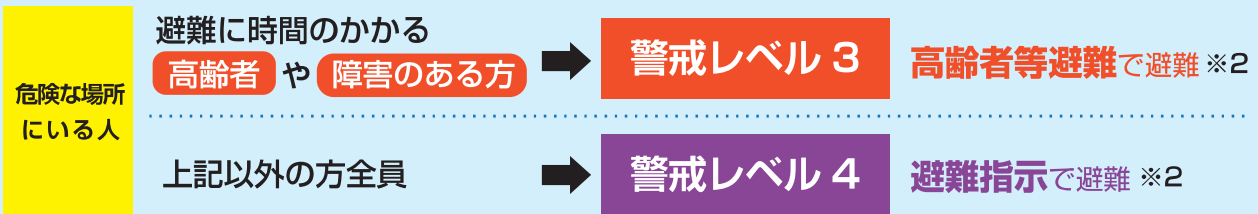
避難勧告を廃止

避難指示に一本化



〈警戒レベル4までに必ず避難！〉

■警戒レベル1、2は、気象庁が発表する注意報など



※1 警戒レベル5・緊急安全確保は、災害が発生または切迫し、避難場所への移動が危険な場合に、少しでも安全な場所で身の安全を確保していただくことを目的に発令します。警戒レベル5の発令を待たず、災害リスクのある地域に住む人は、警戒レベル4までに避難を完了しましょう。

※2 避難場所への避難だけでなく、浸水の危険がない上階などで、身の安全を確保することも避難の一つです。